

## 議題 4

議案第 1 号

令和 2 年 1 月 2 9 日 提出

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

### 記

#### 1 改正の理由

似島小学校及び似島中学校，戸山小学校及び戸山中学校並びに阿戸小学校及び阿戸中学校を，それぞれ中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とするため，所要の改正をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

小学校及び中学校の章の次に，小中一貫教育校の章を加える。

#### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

#### 4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 2 年 月 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部  
を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和 4 2 年広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 高等学校」を  
「第 3 章の 2 中学校併設型小学校及び  
第 4 章 高等学校

小学校併設型中学校（第 5 4 条の 2）  
に改める。」

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第 5 4 条の 2 次の表の左欄に掲げる小学校及び中学校は、それぞれ省令第 7 9 条の 9 の規定に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とし、小中一貫教育校の通称は、同表の右欄に掲げるものとする。

小学校及び中学校	通称
広島市立似島小学校及び広島市立似島中学校	広島市立似島小中一貫教育校
広島市立戸山小学校及び広島市立戸山中学校	広島市立戸山小中一貫教育校
広島市立阿戸小学校及び広島市立阿戸中学校	広島市立阿戸小中一貫教育校

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

現 行	改 正								
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <hr/> <p>第4章～附則（略）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第4章～第7章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（現行に同じ。）</p> <p>第3章の2 <u>中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（第54条の2）</u></p> <p>第4章～附則（現行に同じ。）</p> <p>第1章～第3章（現行に同じ。）</p> <p>第3章の2 <u>中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校</u></p> <p>第54条の2 <u>次の表の左欄に掲げる小学校及び中学校は、それぞれ省令第79条の9の規定に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とし、小中一貫教育校の通称は、同表の右欄に掲げるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">小学校及び中学校</th> <th style="text-align: center;">通称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市立似島小学校及び広島市立似島中学校</td> <td>広島市立似島小中一貫教育校</td> </tr> <tr> <td>広島市立戸山小学校及び広島市立戸山中学校</td> <td>広島市立戸山小中一貫教育校</td> </tr> <tr> <td>広島市立阿戸小学校及び広島市立阿戸中学校</td> <td>広島市立阿戸小中一貫教育校</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章～第7章（現行に同じ。）</p>	小学校及び中学校	通称	広島市立似島小学校及び広島市立似島中学校	広島市立似島小中一貫教育校	広島市立戸山小学校及び広島市立戸山中学校	広島市立戸山小中一貫教育校	広島市立阿戸小学校及び広島市立阿戸中学校	広島市立阿戸小中一貫教育校
小学校及び中学校	通称								
広島市立似島小学校及び広島市立似島中学校	広島市立似島小中一貫教育校								
広島市立戸山小学校及び広島市立戸山中学校	広島市立戸山小中一貫教育校								
広島市立阿戸小学校及び広島市立阿戸中学校	広島市立阿戸小中一貫教育校								

## 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）抜粋

第 5 章の 2 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校  
第 2 節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第 79 条の 9 同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

2 前項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校（以下「中学校併設型小学校」という。）及び同項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「小学校併設型中学校」という。）においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。

## 小中一貫教育校への移行について

## 1 趣 旨

- (1) 戸山小学校・中学校及び阿戸小学校・中学校については、それぞれ施設一体型の学校施設を整備し、平成29年度からは「広島市小中一貫教育実践研究校」に指定して一貫教育の試行を重ねてきた。その実績を踏まえつつ、中山間地の恵まれた自然環境や地域とのつながりを生かし、更に魅力的な教育を推進するため、令和2年度から「小中一貫教育校」に移行する。
- (2) また、同じく恵まれた自然環境や地域とのつながりを持ち、校舎も隣接している似島小学校・中学校についても、いきいき体験オープンスクール事業において進めてきた小中合同の体験活動や中学校教員による乗り入れ授業等の実績を踏まえ、地域特性を生かしたより魅力的な教育を推進するため、令和2年度から「小中一貫教育校」に移行する。
- (3) 併せて、当該校においては、学校が地域活性化の拠点となるよう、地域による学校施設の多様な活用を促進する。

## 2 今後の展開

## (1) 教育活動

- ・ 小学校と中学校が、同一の学校経営計画のもとで、目指す子ども像を共有し、一体となって教育活動を行う。
- ・ 義務教育9年間を前期（4年）、中期（3年）、後期（2年）に区分し、区切りごとに重点を定めて、指導の充実を図る。

前期（4年）：就学前教育との円滑な接続、反復学習や補習による基礎・基本の徹底、学習・生活規律の徹底、家庭学習の習慣の定着 など  
 中期（3年）：中学校段階との円滑な接続、予習する習慣の定着、思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成 など  
 後期（2年）：上級学校等との円滑な接続、探究的な学びの深化による個性と能力の更なる伸長 など

- ・ 中学校教員等も活用した小学校での教科担任制等を導入し、教育内容の充実を図る。
- ・ 小中一貫教育校の特例を活用し、独自教科「ふるさと科（仮称）」を設定する。

## ふるさと科（仮称）

ねらい：児童生徒が、地域資源を生かした様々な体験活動や、当該地域を含む郷土広島島の歴史・文化等の学習を通じて、「ふるさと」についての学びを深め、地域への愛着や誇りなどを育むとともに、広島のまちづくりの担い手として貢献しようとする態度を育成する。

授業時数：1・2年生の生活科（年間102～105単位時間）や、3～9年生の総合的な学習の時間（年間50～70単位時間）の一部を減じて充てる。

活動例：米作り、木材加工、牡蠣打ち、里山の生物飼育、バウムクーヘン作り、神楽、田楽、農業を通じた国際貢献 など

- ・ 児童生徒が多様な考え方、価値観に触れることができるようにするため、遠隔授業システムによる他校との交流授業を実施する。
- ・ 社会性（思いやりの心、コミュニケーション能力等）やリーダーシップを育成するため、異年齢交流を拡大する。

(2) 学校運営協議会

- ・ 地域とともにある学校づくりをより一層推進するため、従前より全市立学校に設置している「学校協力者会議」を、当該校においては「学校運営協議会」に改組する（「学校運営協議会」を設置した学校をコミュニティ・スクールという。）。

「学校運営協議会」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6（平成29年4月施行）により、その設置が教育委員会の努力義務となったものであるが、次のような役割を有している。

ア 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

イ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる

ウ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

なお、「学校運営協議会」の委員は、非常勤特別職の公務員であり、教育委員会が任命する。

(3) 通学区域制度の弾力的運用

- ・ 似島小学校・中学校は「いきいき体験オープンスクール」事業により区域外からの通学を可能としているが、戸山小学校・中学校及び阿戸小学校・中学校についても、令和2年度 of 取組状況を踏まえつつ、令和3年4月から、区域外からの通学を可能とすることを検討する。

<参考>

○ 各学校の児童生徒数（令和元年5月1日現在）

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
戸山小学校・中学校	9	16	17	10	15	11	17	17	8	120
阿戸小学校・中学校	17	15	20	7	15	16	19	13	15	137
似島小学校・中学校	5	2	9	5	7	4	13	12	15	72

○ 校長の兼務

- ・ 戸山小学校・中学校、阿戸小学校・中学校 平成28年度～
- ・ 似島小学校・中学校 令和2年度～（予定）